

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

琴浦町長 福本 まり子

市町村名 (市町村コード)	鳥取県東伯郡琴浦町 (313718)	
地域名 (地域内農業集落名)	古布庄地区 (別宮集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中間農業地域の水田型に該当し、そのほとんどが水田で集落営農法人及び担い手による水稻をはじめ飼料用米やWCSの作付が中心になされている地区である。  
 地域内の農用地は、これまで人・農地プランに基づき、集落営農法人及び担い手となっている法人が中心となり集積・集約しており、農用地区域45.2haのうち、92%にあたる41.2haの農用地の利用が図られている集落である。  
 地域の営農上の課題として鳥獣被害、地区ではほとんどが水稻の作付のため、作業が集中し人手が足りなくなる一方で農閑期には人手が余るといった課題もあつたり、ほ場整備から40年以上経過し老朽化した水路等施設、区画が小さく不整形な水田や畦畔が急で草刈り等管理が困難な水田地帯があることから、集落営農法人や集落協定等(多面的活動組織)により集落で営農や管理保全を進めているが、構成員の高齢化や人口減によるマンパワー不足により取組みに限界が来ている状況であり、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え集落の枠を超えた地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物の検討、他の集落との集落間の連携した取組みを進めていく必要がある。  
**【地域の基礎的データ】**  
 地域内の農業従事者数:21人(認定農業者等:7人うち法人数2)  
 主な作物:水稻、飼料用米・WCS、養鶏

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の集落営農法人、担い手等に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。  
 また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者や機械オペレーターなどの人材を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施するとともに、集落営農組織や集落協定等の体制強化を図り、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、集落営農法人や認定農業者・新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 あわせて、地域内の再生可能な荒廃農地に対し、農地中間管理再生活用事業を活用するなどし再生事業を実施し担い手へ貸し付ける取組みを進めることにより、実効性の高い担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
アンケートにより貸付意向を有する者の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備について検討する。 また、機械の大型化に対応した農道や進入路などの拡幅、老朽化した水路等用排水設備の改善について農用地の大区画化・汎用化等の実施にあわせて実施するよう検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や集落、JA及び生産組合(生産部)と連携し地域内外から多様な経営体の受入について、生産する農地や空き家の情報提供、あっせんをし栽培技術や優良な中古品を含む農業用機械の購入・レンタルなどの支援に協力することで相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻を作付する農地はJAまたは担い手に位置づけられた地域内の集落営農組合へ必要に応じて作業委託する。 また、青刈りとうもろこしなど飼料作物については、町内の飼料生産組合などへの委託を行い進めるものとする。 また、草刈り等については、所有者又は耕作者が民間事業者や琴浦町シルバー人材センター、その他実施可能な事業者を活用して実施する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山間部など鳥獣被害が見られる場所は、防護網やワイヤーメッシュ、電気柵など鳥獣被害防止対策を講ずるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。

③認定農業者、認定新規就農者及び集落営農法人など地域農業を担う者等が取組むスマート農業を進めるため、機器導入支援及びオペレーター人材の育成・確保に努める。

⑦保全管理の作業は原則所有者または耕作者が行うが、個人管理が困難な農用地については、集落や集落営農組織、集落協定等で保全管理し、遊休農地の発生防止を図る。

⑧地域内の共同で利用する農業用倉庫などの施設、水路等については、集落または所有者等で維持管理を行うとともに、必要に応じて建替えや更新などを行う。

⑩-1集落営農法人や集落協定等において生じているマンパワー不足を補うため、人材確保のほか集落や組織・団体の連携を図り、地域全体で一体的に取り組む方法を検討する。

⑩-2養鶏場などの畜産農家からの家畜排泄物については、公害防止協定に基づき適切に処理するとともに、必要に応じて環境衛生の向上及び省エネ等環境に配慮した生産が可能となるよう施設の更新を含め取組みを行う。